

## Client Alert

2023年7月号 (Vol.115)

1. はじめに
2. 知的財産法：知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」を公表
3. 競争法／独禁法：欧州委、水平的協定に関するガイドライン・一括適用免除規則を改定
4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性ワーキンググループ第三次中間整理（案）について
5. 労働法：LGBT 理解増進法の施行について
6. 会社法：2023年6月総会を振り返って
7. 危機管理・コンプライアンス：保釈時のGPS装着及び不同意性交等罪等に関する改正刑法及び刑事訴訟法の公布
8. 一般民事・債権管理：民事訴訟以外の民事裁判手続のデジタル化
9. M&A：金融審議会、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方についてワーキング・グループでの検討を開始
10. キャピタル・マーケット：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化に向けた計画の公表
11. 税務：国税庁、株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税の申告漏れ等について注意喚起
12. 中国・アジア（中国）：個人情報域外移転標準契約の届出ガイドライン（第一版）
13. 新興国（アフリカ）：南ア雇用均等法の改正
14. 国際訴訟・仲裁：シンガポール裁判所において仲裁手続の秘密性が認められなかった事案
15. 国際通商（経済安保）：経済安全保障推進法の全面施行に向けたアップデート

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年7月号 (Vol.115) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」を公表

政府の知的財産戦略本部は、2023年6月9日、「知的財産推進計画 2023」を公表しました。昨年公表された「知的財産推進計画 2022」では、デジタル化とグリーン化の競争に対応し、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた日本の経済を回復して

## Client Alert

いくためには、イノベーションの力を最大限発揮する必要があり、企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指し、重点施策の推進がなされました。このような施策の推進結果や議論の内容を踏まえ、本年取りまとめられたのが「知的財産推進計画 2023」となります。

「知的財産推進計画 2023」では、今後の知財戦略推進上重要となる政策課題と施策を、次の重点 10 施策に整理しています。

- ① スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化
- ② 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用
- ③ 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方
- ④ 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
- ⑤ 標準の戦略的活用の推進
- ⑥ デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
- ⑦ デジタル時代のコンテンツ戦略
- ⑧ 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化
- ⑨ 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
- ⑩ クールジャパン戦略の本格稼働と進化

上記の 10 施策の中でも、③急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方では、課題として、(1)生成 AI と著作権、(2)AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方を探り上げています。近時の生成 AI 技術の急速な発展と普及を踏まえると、これらの課題とそれを踏まえた施策については、その動向を注視する必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ [atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ [susumu.sasaki@mhm-global.com](mailto:susumu.sasaki@mhm-global.com)

### 3. 競争法／独禁法：欧州委、水平的協定に関するガイドライン・一括適用免除規則を改定

欧州委は、2023 年 6 月 1 日、水平的協定ガイドライン（「本ガイドライン」）と、研究開発及び専門化協定のそれぞれに対する水平一括適用免除規則（「HBER」）を改定し、公表しました（「本改定」）。

EU の競争法を定める EU 機能条約（「TFEU」）は、事業者間の協定について、競争制限目的のもの又は競争制限効果を有するものを禁じています（TFEU101 条 1 項）。本ガ

## Client Alert

イドライン及び HBER は、事業者間の協定の中でも競争関係にある事業者間のもの（水平的協定）のうち、一定の条件を満たすものについて、TFEU101 条の適用が免除されることを定めています。

本改定では、適用免除の対象の拡大や適用免除となる条件の具体化が図られており<sup>1</sup>、特に、本ガイドラインにおいて競合事業者間のサステナビリティに関する協定が適用免除となる場合等のガイダンスが新たに追加されたことが注目されます<sup>2</sup>。以下、当該ガイダンスの内容をご紹介します。

(1) 適用免除の対象となるサステナビリティ協定の例（例示であり網羅的なものではないとされています。）

- ① 法的拘束力ある条約・合意・協定の遵守を担保することのみを目的とする協定
- ② 事業者の内部的な行動のみに関係する協定（社内文書の印刷量の制限等）
- ③ サステナビリティに貢献している（あるいはしていない。）供給者や流通業者についての一般的な情報のデータベースを構築する協定（当該供給者・流通業者との取引を強制又は禁止する場合を除く。）
- ④ 業界全体のサステナビリティにかかる意識向上や顧客の意識を高めるキャンペーンの開催に関連する協定（特定の製品の共同広告に相当する場合を除く。）

(2) サステナビリティ基準協定（サステナビリティ向上のための一定の基準を設定し遵守を合意する協定）の考え方

(i) 競争制限目的とみなされ TFEU101 条違反となるサステナビリティ基準協定

- ① サステナビリティ基準を採用したことに起因するコストの増加を顧客に転嫁する方法についての競合事業者間の合意
- ② 競合する第三者に対し、サステナビリティ基準に適合しない製品の販売を控えるよう直接圧力をかける合意
- ③ 技術開発を法律で要求される最低限のサステナビリティ基準のレベルに制限するという競合事業者間の合意

(ii) サステナビリティ基準協定のソフトセーフハーバー

サステナビリティ基準協定が以下の 6 要件を満たす場合には、競争に相当程度の悪影響を及ぼす可能性は低いとされています（いわゆるソフトセーフハーバー）。

- ① 基準策定プロセスに透明性があり、かつ誰でも当該プロセスに参加できること
- ② 基準への参加を希望しない者に対して遵守を強制しないこと
- ③ 基準への参加事業者に一定の拘束を課すことはできるが、参加事業者がより高いサステナビリティ基準を採用することは自由にできるようにすること
- ④ 基準の発展・修正・実施等に必要ではない営業上のセンシティブ情報の交換が行われないこと

<sup>1</sup> HBER については、市場シェアの基準値の計算方法の明確化やセーフハーバーの対象となる専門化協定の拡大される等のアップデートがされました。

<sup>2</sup> 本ガイドラインの改定では、このほか、競争事業者間における情報交換（M&A における機微情報の交換、第三者を介して行われる情報交換、アルゴリズムの利用等）についても、実務を踏まえたアップデートがなされています。

## Client Alert

- ⑤ 基準設定プロセスの結果に対するアクセス（ラベルやロゴの利用等を含む。）が（将来的な参加者に対しても）効果的かつ非差別的であること
- ⑥ サステナビリティ基準が価格の大幅な上昇又は品質の大幅な低下をもたらさない、又はサステナビリティ基準の影響を受ける関連市場において基準参加者の合計市場シェアが20%を超えないこと

なお、サステナビリティ基準協定が上記のソフトセーフハーバーに該当しない場合でも、TFTC101条3項に規定される個別適用免除の4要件（(a)協定が効率性の向上（生産・流通の改善、技術・経済的な進歩）に寄与すること、(b)消費者が協定の結果生じる利益の公正な分配を受けること、(c)協定による競争上の制約が協定の目的の実現に不可欠であること、(d)協定により協定当事者が競争を排除するおそれがないこと）に該当する場合には、なお適用免除の対象となるとされています。本改定において、本ガイドラインは(b)の要件について、消費者個人がサステナビリティ基準の対象となる製品等から直接的に利益を受けることに限定せず、間接的な利益や、客観的に発生する集団的な利益も含まれるとしています。

改定後の HBER は 2023 年 7 月 1 日から施行されており、また本ガイドラインは EU 官報への掲載（7 月中と見込まれています。）後に施行されることになっています。世界的にサステナビリティに対する注目度が高まっている状況下で、今後事業者間でのサステナビリティに関する様々な協定の締結・発展が予想されるところ、当該協定の競争法上の問題の有無について具体的な指針を示す本ガイドラインは参照価値が高いものといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

カウンセラー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性ワーキンググループ 第三次中間整理（案）について

2023年5月25日、経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会の下に設置されたバイオマス持続可能性ワーキンググループによる第三次中間整理（案）（「第三次中間整理案」）が公表されました。

第三次中間整理案は、2022年3月に公表された第二次中間整理で示された課題とその後の議論を踏まえ、2022年度に同ワーキンググループにおいて検討・議論された内

## Client Alert

容を取りまとめたもので、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）、輸入木質バイオマス、国内木質バイオマスについて、(1)FIT/FIP 制度において認める新規燃料に要求する持続可能性基準、(2)ライフサイクル GHG の確認方法・既定値、(3)ライフサイクル GHG に係る発電事業者の実施事項を整理するとともに、(4)PKS 及びパームトランクに関する持続可能性基準の経過措置の延長にも言及されています。第三次中間整理の内容は 2023 年度の事業計画策定ガイドライン（バイオマス）にも反映されています。

**(1) FIT/FIP 制度において認める新規燃料に要求する持続可能性基準**

新規燃料候補のうち食料競合の懸念がないと確認されたものにつき、「一般木質又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の燃料区分として取り扱うとともに、既存の農産物由来のバイオマス（パーム油、PKS、パームトランク）と同様の持続可能性基準を要求するものとし、既存認証スキームに対し、そのための基準改定が要請されています。

**(2) ライフサイクル GHG の確認方法・既定値**

ライフサイクル GHG の確認方法の整備方針として、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス及び輸入木質バイオマスについては、既存認証スキームのもとで、FIT/FIP 制度が求めるライフサイクル GHG の水準を満たす要求事項の改定を進めるよう第三者認証機関との間で調整を進めるとされています。また、輸入木質バイオマスについては、上記に加えて、第三者認証（SBP）の活用の前提として、持続可能性について、「木材・材料製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」<sup>3</sup>に相当する内容を確認できることが条件とされています。

次に、国内木質バイオマスについては、FIT/FIP 制度のもとで現状活用されている「木質バイオマス証明ガイドライン」<sup>4</sup>の仕組みを参考としつつ、これを改良・強化し、ライフサイクル GHG の確認手段として活用するとされています。

また、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス、輸入木質バイオマス及び国内木質バイオマスのそれぞれについて、ライフサイクル GHG の算定に当たって基準となる既定値が詳しく説明されています。

**(3) ライフサイクル GHG に係る発電事業者の実施事項**

ライフサイクル GHG の確認対象が 1MW 以上（発電端）の案件のみに限定されることを確認した上で、2022 年度以降<sup>5</sup>に FIT/FIP 認定を取得することとなる案件について、FIT/FIP 認定時、燃料調達時のそれぞれについて、実施事項（下記表参照）が記載されています。なお、これらの実施事項については、2023 年 4 月に制度を開始するとされていますが、3 年間の経過措置が設定され、その間は、下記経過措置記載の対応を行うことで足ります。

		農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、輸入木質バイオマス	国内木質バイオマス
--	--	------------------------------	-----------

<sup>3</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>

<sup>4</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

<sup>5</sup> 2021 年度以前に認定を取得した案件については、ライフサイクル GHG の自主的な情報開示を求めるとされています。

## Client Alert

実施事項	FIT/FIP 認定時	サプライチェーンを通じて、ライフサイクル GHG を確認できる要求事項に基づく認証を取得する。	サプライチェーンを通じて、改良・強化された木質バイオマス証明ガイドライン又は一定の基準に基づく認定等を取得する。
		予定する燃料調達元を想定したライフサイクル GHG を自主的に算定し、これが基準値を下回ることを申告する。	
	燃料調達時	ライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業実施期間にわたり保存する。基準を満たすことが確認できない場合は、再エネ特措法に基づく指導、改善命令の対象となり、改善されない場合は、認定取消。	
経過措置		FIT/FIP 認定時は、従来の持続可能性を確認できる第三者認証の取得等を発電所に納入する際に所有権を有する主体まで行う。	FIT/FIP 認定時は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく認定の取得を発電所に納入する主体まで行う。
		ライフサイクル GHG を確認できる要求事項に基づく認証又は認定等については、経過措置の終了までに取得の報告を行う。	

#### (4) PKS 及びパームトランクに関する持続可能性基準の経過措置の延長

PKS 及びパームトランクについて、持続可能性の確認期限を 2024 年 3 月 31 日まで 1 年間延長し、これ以上の経過措置の延長は原則行わないこととされています。なお、パーム油については、これまでどおり、経過措置の期限は 2023 年 3 月 31 日とし、期限の延長は行わないとされています。

バイオマス発電事業者においては、今後、(3 年間の経過措置が設けられてはいるものの) ライフサイクル GHG を確認できる要求事項に基づく認証又は認定等を取得し、経過措置が終了するまでに報告することが求められています。バイオマス燃料の調達環境が厳しさを増す中、経過期間中を含む今後議論の動向には引き続き注視が必要ですが今のうちから準備を進めておくことが望ましいと思われます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

## Client Alert

## 5. 労働法：LGBT 理解増進法の施行について

2023年6月23日、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（「LGBT 理解増進法」）が施行されました。LGBT 理解増進法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、それらの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進等を行い、それらの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。ここでの「性的指向」は「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」を、「ジェンダーアイデンティティ」は「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」を意味するものとされています。

LGBT 理解増進法においては、基本理念として、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する旨が規定されており、これに伴い、国、地方自治体、企業等の様々な主体に努力義務が課されることとなります。具体的な内容への言及まではなされていませんが、国及び地方公共団体は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する施策の策定及び実施について、企業は、それらの多様性に関する労働者の理解増進に関する普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等が規定されています。

今後、LGBT 理解増進法の施行を契機として、様々な性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に関する議論や取組がなされることとなり、現在は抽象的な努力義務にとどまっているものが、具体化されることも想定されます。上記のとおり、企業であっても義務の主体となりますので、企業としてはこれらの動向に注視が必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## Client Alert

### 6. 会社法：2023年6月総会を振り返って

2023年6月の定時株主総会では、女性取締役登用がさらに進んだことや株主提案が社数・件数ともに過去最多となる等の特徴が見られましたが、加えて、昨年までとは異なるいくつかの傾向が見られました。主な傾向は下記のとおりです。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策等について

2020年以降の定時株主総会の運営実務は新型コロナウイルス感染症対策の影響を強く受けていましたが、2023年5月に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行され、また日常生活や経済活動も急速に正常化したことを受け、本年6月の定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症対策について、昨年までの対応を大きく見直す例が多く見られました。具体的には、株主にマスク着用を求めるアナウンスをしない例や、登壇役員がマスクを着用せず、かつ株主席との間にアクリル板も設けない例も多く見られました。もっとも、株主との距離が近い会場係については、引き続きマスクを着用させる例も多く存在しました。さらに、コロナウイルス感染症の拡大下で短縮化していた議事については、「対処すべき課題」等、株主の関心が高い箇所を中心に議長からの口頭での説明を充実化する例も多く見られました。

#### 2. 電子提供措置制度に関連する動向について

上場会社では株主総会資料の電子提供措置制度の採用が義務付けられたことを踏まえ、総会当日の議事運営にも工夫が見られました。例えば、従前、総会当日の議事運営上「お手元の招集通知●頁に記載のとおり、」と招集通知上の掲載箇所を指摘していた会社では、議長からの説明や質疑応答の円滑な進行のため、多くの会社で、自社のウェブサイトに掲載している電子提供措置事項のファイル名を明確に特定した上で頁数を読み上げる運用が採用されました。また、その他にも、説明に必要な株主総会資料を纏めたスライドを事前に作成し投影する例や、かかるスライドを準備しない場合でも、自社のウェブサイトに掲載している電子提供措置事項をスクリーンに投影できるような準備をするといった工夫を行う例もありました。

#### 3. 質疑応答について

本年の定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて多くの株主が来場を控えた昨年までとは異なり、来場株主数が前年から相当増加し、2倍から3倍となった会社も多く、質疑応答の機会に出される株主からの質問数も増加する傾向にありました。

特に、本年3月末日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（「開示府令」）が適用され、サステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する情報、政策保有株式に関する情報に関する開示の拡充が求められたことを受け、株主からは、人的資本に関する質問（従業員の働き方や離職率・定着率等に絡めて説明を求めるような質問等）や政策保有株式に関する質問が多く見受けられました。



## Client Alert

来月以降に定時株主総会を予定している各社は、昨年までとは異なる定時株主総会運営が求められることから、新型コロナウイルス対策や電子提供措置制度をめぐる他社の動向を注視して、当日に向けた対応を検討する必要があります。

パートナー 石井 裕介  
☎ 03-5223-7737  
✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)  
シニア・アソシエイト 香川 絢奈  
☎ 03-5220-1847  
✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## 7. 危機管理・コンプライアンス：保釈時の GPS 装着及び不同意性交等罪等に関する改正刑法及び刑事訴訟法の公布

保釈中の被告人に位置測定端末（「GPS」）を装着させることを可能とする改正刑事訴訟法が、2023年5月17日、公布されました。また、これまで強制性交等罪とされていた犯罪の要件を改正し、不同意性交等罪とした改正刑法及び改正刑事訴訟法が、2023年6月23日、公布されました。

本号では、これら改正刑法及び改正刑事訴訟法（併せて「改正法」）の改正事項のうち、①保釈中の被告人に対する GPS 装着命令及び位置情報の取得制度の新設、②公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設、③強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正、④性犯罪についての公訴時効期間の延長について、まとめてその概要を解説します。

### (1) 保釈中の被告人に対する GPS 装着命令及び位置情報の取得制度の新設

2019年12月、金融商品取引法違反等の罪で起訴され保釈中であった被告人がプライベートジェット機で海外に逃亡しました。この事件は、当時、連日報道され、保釈中の被告人が国外に逃亡することを防止するための制度創設の議論がなされる契機となりました。

改正法により、裁判所は、保釈を許可する場合において、被告人に対し GPS を身体に装着するように命じることができることとなりました（改正刑事訴訟法 98 条の 12 第 1 項）。その際、裁判所は、空港等の被告人が所在してはならない区域（「所在禁止区域」）を定め、GPS により、被告人が所在禁止区域にいること等を検知することとされました（改正刑事訴訟法 98 条の 12 第 1 項以下）。但し、今回の改正の目的があくまで被告人の国外逃亡防止目的のため、改正法では、被告人が所在禁止区域にいる場合等、限定された場合にのみ、被告人が装着した GPS の位置情報を閲覧することができるかとされています（改正刑事訴訟法 98 条の 22）。

## Client Alert

### (2) 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設

これまで保釈された被告人が公判期日に出頭しない場合、保釈保証金の没取等がなされることがあっても、不出頭自体を処罰する犯罪が法定されていませんでした。

改正法により、保釈された被告人が公判期日に出頭しない場合に成立する不出頭罪等が新設されました（改正刑事訴訟法 278 条の 2 等）。

### (3) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

強制わいせつ罪や強制性交等罪をはじめとする性犯罪においては、暴行や脅迫、抗拒不能等の要件によるハードルから、必ずしも実効的な犯罪処罰がなされていなかった可能性があります。

改正法により、強制わいせつ罪は不同意わいせつ罪（改正刑法 176 条）、強制性交等罪は不同意性交等罪（改正刑法 177 条）へと名称が改められました。法改正により、名称変更がなされただけでなく、暴行や脅迫だけにとどまらず、アルコールや薬物の影響、虐待による影響、経済的又は社会的関係上の地位の影響等から、「同意しない意思」を形成・表明・全うすることが困難であること等に乗じて、わいせつ行為や性交等がなされた場合には、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立することとされました。改正法により、これまで暴行や脅迫、抗拒不能等には必ずしも当てはまらなかった行為類型も不同意わいせつ罪や不同意性交等罪として処罰が可能となりました。

### (4) 性犯罪についての公訴時効期間の延長

これまで公訴時効は、強制わいせつ罪は 7 年、強制性交等罪は 10 年でしたが、改正法により、不同意わいせつ罪は 12 年（改正刑事訴訟法 250 条 3 項 3 号）、不同意性交等罪は 15 年（改正刑事訴訟法 250 条 3 項 2 号）とされ、相当期間延長されました。

改正法のうち、2023 年 5 月 17 日に公布された改正刑事訴訟法（保釈時の GPS 装着等に関するもの）は、公布から 5 年以内に施行される予定です。また 2023 年 6 月 23 日に公布された改正刑法及び改正刑事訴訟法（不同意性交等罪等に関するもの）は、2023 年 7 月 13 日に施行される予定です。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 今泉 憲人

☎ 03-6266-8937

✉ [kazuhiro.imaizumi@mhm-global.com](mailto:kazuhiro.imaizumi@mhm-global.com)

## Client Alert

### 8. 一般民事・債権管理：民事訴訟以外の民事裁判手続のデジタル化

2023年6月6日、民事関係手続のデジタル化を図るための規定の整備等を行う改正法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が成立し、既に全面IT化が進んでいる民事訴訟手続以外の民事関係手続（民事執行手続、倒産手続、家事事件手続及び非訟事件等）についても、全面的なIT化が規定されました。

このうち、①インターネットを利用した申立て、②期日におけるウェブ会議等の活用、③事件記録の電子化、④判決の電子化対応の4項目については、基本的には民事訴訟手続と同様の規定がなされています。例えば、倒産手続に関しては、①に関連して、破産管財人等が選任された破産手続の申立てについてはインターネットを利用した申立てが義務付けられ、②に関連して、債権調査期日、債権者集会期日等についてはウェブ会議で行うことができるようになります。

また、今回の改正法において特に注目すべき点として、④に関連して、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組みが挙げられます。これまで、民事執行の手続きでは、例えば、強制執行の申立てを行う際には債務名義の正本等を提出する必要がありました。そのため、複数の申立てを予定している場合には、複数の債務名義の正本を用意する必要があり、迅速性が要請される中で、費用や準備に要する時間の問題がありました。しかし、今回の改正法では、判決等が裁判所の電子データで作成されている場合には、債権者が、債務名義の正本等の提出に代えて、債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供したときは、債務名義の正本等の提出を省略することが可能となりました。

さらに、当該仕組みに関連して、公正証書に係る一連の手続のデジタル化についても、2025年度上期の施行を目指して検討されています。これまで、公証役場に当事者が出頭し、公証人の面前で陳述聴取が行われ、公正証書原本は書面で作成の上、署名押印が必要とされていたところ、これら一連の手続きがデジタル化され、公証役場に出頭することなく、ウェブ会議や電子署名を利用して公正証書を作成し、公正証書の正本・謄抄本を電子データでも受領することもできるようになります。そのため、これらの制度を活用することで、電子データで作成された公正証書を債務名義として、強制執行手続をオンラインで行うことも可能となり、強制執行手続の更なる迅速化・簡便化が図られることが期待できます。

なお、今回の改正法については、公布日である2023年6月14日から5年後までには全面施行されることとなっています。民事訴訟手続についても、ウェブ会議による期日参加が浸透し、インターネットを利用した書面提出等も徐々に利用が広がっているところ、今回の改正法の施行により、民事裁判手続も含めた民事関係手続全体の更なる迅速化・活性化が見込まれます。民事関係手続のIT化は、引き続き訴訟実務に多大な変化をもたらすことが予想され、その運用に関する動向が注目されます。

## Client Alert

パートナー 大室 幸子  
 ☎ 03-6212-8350  
 ✉ [sachiko.omuro@mhm-global.com](mailto:sachiko.omuro@mhm-global.com)  
 アソシエイト 加瀬 由美子  
 ☎ 03-5293-4904  
 ✉ [yumiko.kase@mhm-global.com](mailto:yumiko.kase@mhm-global.com)

## 9. M&A：金融審議会、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方についてワーキング・グループでの検討を開始

金融審議会は、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化、パッシブ投資の増加、協働エンゲージメントの広がりといった近時の資本市場における環境変化を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方についてワーキング・グループによる検討を開始し、2023年6月5日に第1回の会合が行われました。

公表資料によれば、ワーキング・グループによる検討課題として、主に以下の事項が挙げられています。

### A. 公開買付制度についての検討課題

- ① 強制公開買付規制における市場内取引・第三者割当の取扱い
- ② 3分の1ルールの閾値の引下げ
- ③ 欧州型の規制（閾値を超える議決権の取得後にすべての株主に対して公開買付けを要求する事後的な規制）への転換
- ④ 定款の定めや株主総会の承認等による公開買付規制のオプトイン／オプトアウト制度の導入
- ⑤ 公開買付けの強圧性の問題の解消・逡減のための措置
- ⑥ 公開買付けの差止制度の導入
- ⑦ 公開買付けの事後的な救済制度の拡充
- ⑧ 個別事案を踏まえた公開買付規制の柔軟な運用を可能とする体制の整備

### B. 大量保有報告制度についての検討課題

- ① 「重要提案行為」の範囲の限定又は明確化
- ② 「共同保有者」の範囲の限定又は明確化
- ③ エクイティ・デリバティブのロングポジションの保有への大量保有報告制度の適用
- ④ 大量保有報告制度の実効性を確保するための方策の要否及びその内容

### C. 実質株主の透明性についての検討課題

- 株式について議決権指図権限や投資権限を有する者（「実質株主」）を効率的に把握するための方策の要否及びその内容

## Client Alert

2006年以降、公開買付制度・大量保有報告制度について大きな改正はなされておらず、今回の検討により改正が実現する場合、M&A実務に大きな影響を与えることが見込まれるため、今後の議論の動向に注視が必要です。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 松尾 博美

☎ 03-5293-4887

✉ [hiromi.matsuo@mhm-global.com](mailto:hiromi.matsuo@mhm-global.com)

## 10. キャピタル・マーケット：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化に向けた計画の公表

2023年6月16日、新しい資本主義実現会議は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（本改訂版）を公表し、その中でスタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化のための諸施策を掲げました。施策の内容は多岐に亘りますが、資本市場関連法制に関係する施策として、以下のものが挙げられています。

### ① 株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備

- ・発行総額上限（現行1億円）の引上げ及びこれに伴う開示等の投資家保護策の検討
- ・投資家の投資上限（現行50万円）につき、年収や資産に応じた上限額への変更

### ② 未上場株式の取引環境の整備

- ・未上場株式のオンライン取引へのプラットフォーム参入の促進（私設取引システム（PTS）での資本金要件等の認可基準、開示義務、システム要件等の緩和）
- ・資金調達の内訳の在り方の検討（適正な開示・情報提供や適切な勧誘の確保による投資詐欺の防止や適切な投資判断の確保、少額募集の内訳の在り方の検討）

### ③ 特定投資家私募制度等の見直し

- ・非上場有価証券の特定投資家私募について、新日証協ルール下での制度活用状況のフォローアップ
- ・プライマリー市場の取引拡大（特定投資家私募制度の見直し、少人数私募の内訳（人数制限や投資家の人数算定方法の変更等）、スタートアップの特性にも配慮した有価証券届出書の在り方等の検討）

### ④ 東京証券取引所グロース市場の内訳の在り方の検討

- ・成長性に関する指標の導入を含めた上場維持基準の検討
- ・上場廃止要件の厳格化等

## Client Alert

スタートアップに対するリスクマネーの供給については、これまでも様々な制度改正がなされてきましたが、本改訂版に掲げられた施策はいずれも、かかる供給の促進ひいてはスタートアップの成長の更なる推進を図るものです。上記諸施策が実行され、法令等の改正へと発展した場合、スタートアップへの投資等を取りまく実務に相應の影響を与えることが予想されるため、今後の議論が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## 11. 税務：国税庁、株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税の申告漏れ等について注意喚起

国税庁は、2023年6月22日、「株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税（株式等譲渡所得）の申告漏れ等について」を公表しました。

これは、株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式を TOB による買付者等により買取られたことにより譲渡益が生じた場合、所得税の申告が必要になることについて、国税庁が注意喚起するものです。

国税庁が、株式を買い取った企業から税務署に提出されている「株式等の譲渡の対価の支払調書」（法定調書）に基づき、サンプル的に調査を行ったところ、調査等件数 379 件のうち、申告漏れ等の非違件数が 199 件あったとのことでした。

TOB の成立後に上場廃止となった株式を TOB による買付者等により買取られた場合には、上場株式の譲渡ではなく、証券会社を通さない相対取引になるため、特定口座での損益の計算はされず、また、他の上場株式の譲渡所得との損益通算や繰越控除ができません。そのため、上場廃止となった株式を TOB による買付者等により買取られた場合は、申告漏れが生じないように、十分留意する必要があります。

### <参考資料>

「株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税（株式等譲渡所得）の申告漏れ等について」（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0023006-036.pdf>

## Client Alert

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)  
アソシエイト 山岡 孝太  
☎ 052-446-8659  
✉ [kota.yamaoka@mhm-global.com](mailto:kota.yamaoka@mhm-global.com)

## 12. 中国・アジア（中国）：個人情報域外移転標準契約の届出ガイドライン（第一版）

2023年5月30日、中国において「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」（「本ガイドライン」）が公布され、2023年6月1日から施行されています。

中国の個人情報保護法においては、個人情報の域外移転の条件の一つとして標準契約の締結が要求されており、この規制に加えて、2023年6月1日から施行されている「個人情報域外移転標準契約規則」においては、締結した標準契約を当局に届け出ることが要求されておりますが、本ガイドラインでは、標準契約の届出の実務運用の開始に当たって、標準契約の届出における必要書類や届出手続きについて規定されました。

また、個人情報の域外移転においては標準契約の締結だけでなく、個人情報保護影響評価を行い、かつ当該影響評価の結果についても当局に対して届け出ることが要求されていますが、個人情報保護影響評価の実務が固まっておらず、どのような内容で評価を行い、報告書を作成すればよいか必ずしも明らかでなかったところ、本ガイドラインにおいて「個人情報域外移転保護影響評価報告」の雛形が規定されていることも注目に値します。

届出の流れとして、省級インターネット情報弁公室は、個人情報取扱者から届出資料を受領した後、15業務日以内に、点検確認を完了し、かつ個人情報取扱者に届出が「承認」又は「不承認」であるかを通知するとされています。そして、不承認となった場合は、不承認の理由についての通知がされ、資料の補完を要求されたときには、個人情報取扱者は、資料を補完し、かつ10業務日以内に再提出しなければならないとされています（3条1項2号）。

このように、届出という体裁はとっているものの、事実上は当局による審査が行われることが想定されています。この審査が、単純に必要な書類が揃っていることの確認であるのか、又は標準契約や個人情報保護影響評価の内容についての審査が行われるかについては、現時点では明らかではありませんが、内容についての実質的な審査が行われる可能性があるため、それを前提に、標準契約や個人情報保護影響評価の準備及び作成等の対応を進めていく必要があると考えられます。

上記「個人情報域外移転標準契約規則」における6ヶ月間の猶予期間に関する規定により、標準契約の締結、及び個人情報保護影響評価報告も含めた届出については、2023年12月1日までに対応する必要があると考えられます。域外移転の対象となる個人情報

## Client Alert

報の状況把握、標準契約を締結する必要があるグループ会社の把握、個人情報保護影響評価の実施及び報告書の作成等、事実関係の把握から各必要書類の作成までは相当な期間を要する可能性があるため、早期に対応を開始する必要があると考えられます。

パートナー 江口 拓哉  
☎ 06-6377-9402 (大阪)  
✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

パートナー 森 規光  
☎ +86-10-6590-9292 (北京)  
✉ [norimitsu.mori@mhm-global.com](mailto:norimitsu.mori@mhm-global.com)

外国弁護士 崔 俊  
☎ 03-6212-8368  
✉ [jun.cui@mhm-global.com](mailto:jun.cui@mhm-global.com)

### 13. 新興国（アフリカ）：南ア雇用均等法の改正

2023年4月6日、南アフリカ大統領は、南アフリカにおいて、雇用均等法（Employment Equity Act）の改正法（Employment Equity Amendment Act 4 of 2022）（「本改正法」）に署名しました。本改正法の施行時期は、本年9月頃との情報もありましたが、現時点では未定です。

本稿では、現地の日系企業にも重要な影響を与える、雇用における積極的是正措置（affirmative action）の実施に関して事業主に課される義務に関する本改正法による変更点についてご紹介させていただきます。

#### ① 対象事業主の範囲の変更（縮小）

雇用均等法においては、主として黒人、女性及び障害者（designated groups）に対する雇用機会の均等保証を目的とする積極的是正措置として、雇用主に対して、従業員代表又は労働組合との相談を経た雇用均等計画（employment equity plan）の策定、当該計画の履行状況の当局に対する届出及び公表の実施等の義務が課されています。

かかる義務の適用対象となる雇用主（designated employer）（「対象雇用主」）について、本改正法以前は、①50人以上の従業員を有する雇用主、又は、②従業員が50人未満であっても所定の年間売上（事業分野に応じ200万～2,500万ランド）以上の売上高を有する雇用主が対象となっていました。本改正法では、上記②の類型が削除されました。

これにより、積極的是正措置の実施義務が課される対象雇用主の範囲は、（年間売上高の多寡によらず、）従業員数が50人以上の雇用主に一本化され、本改正法以前と比べて限定・縮小されることとなります。



## Client Alert

## ② 雇用労働大臣によるセクター数値目標設定（新設）

現行の雇用均等法においては、対象雇用主は、各社の分析・判断に基づき、雇用均等計画において雇用機会均等を実現するための数値目標を設定するものとされています。本改正法は、かかる事業主が個別に定める数値目標に加えて、雇用労働大臣がセクター別数値目標（sectoral numerical target）を設定するものとされ、対象雇用主は、雇用均等計画において、雇用労働大臣が定めたこのセクター別数値目標のうち各社に適用のあるものに沿った数値目標を設定することが義務付けられることになりました。

なお、セクター別数値目標については、2023年5月12日にその規則案が公表され、利害関係者は同年6月12日までの間に雇用労働省に対して意見を提出することができるとされていました。但し、この規則案は、本改正法自体がまだ施行されていない段階で公表されたもので、時期的にも内容的にも尚早という指摘もなされ、現地でも混乱が生じいまだ流動的な状況にあると見受けられます。

## ③ 行政との取引に際しての遵守証明書の取得義務化（新設）

本改正法においては、対象雇用主が政府機関との間で取引を行う場合、上記の雇用労働大臣が定める数値目標の達成（又は未達成について合理的な理由があること）等を条件として発行される遵守証明書の取得が義務付けられました。

本改正法は、特に上記②については現地の事業会社からの反発の意見も多いところであり、これが施行された場合には、南アフリカにおいて労働者を雇用する日本企業を含む外国企業の事業にも重大な影響を及ぼす可能性が高く、セクター別数値目標の規則案も含め、施行前後の動向を注視していく必要があります。

カウンセラー 佐藤 貴哉

☎ 03-6266-8543

✉ [takaya.sato@mhm-global.com](mailto:takaya.sato@mhm-global.com)

アソシエイト 堺 有光子

☎ 03-5293-4858

✉ [yumiko.sakai@mhm-global.com](mailto:yumiko.sakai@mhm-global.com)

アソシエイト 重富 賢人

☎ 052-446-8657

✉ [kento.shigetomi@mhm-global.com](mailto:kento.shigetomi@mhm-global.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：シンガポール裁判所において仲裁手続の秘密性が認められなかった事案

シンガポールの控訴審は、国際仲裁判断の執行を求める裁判手続に関し、非公開とすることを求めた控訴人の主張を認めない判断を行いました（[2023]SGCA(1)4、2023年6月9日公表）。

## Client Alert

この事案では、ドイツテレコムが、インドに対して勝訴した仲裁判断の執行を求める訴えをシンガポールにおいて提起していたところ、インドが同裁判手続に関して非公開とすることを求め、その可否が争われました。シンガポール控訴審裁判所は、概要、以下のとおり述べてインドの主張を認めない判断を下したものです。

- 裁判の公開は重要な原則である。
- 他方、国際仲裁手続については、秘密性が要求されることから、これに関連する裁判手続につき、シンガポールの国際仲裁法において、原則非公開とすることが定められている。
- とはいえ、本件事案では、以下の理由等から既に、執行が求められている国際仲裁判断（「本件仲裁判断」）の秘密性が失われている。
  - ① 本件仲裁判断は既にオンラインで閲覧可能な状態にある。
  - ② 本件仲裁判断の取消が求められたスイスの裁判手続において、インドが当事者であることは公開されている。
  - ③ Global Arbitration Review の文献において、本件仲裁判断のシンガポールの執行手続の当事者がインドとドイツテレコムであることは明らかになっており、インドを代理する弁護士も当該文献を自ら共有している。
  - ④ ドイツテレコムが本件仲裁判断の執行手続を行っているアメリカ及びドイツでは、当該手続は公開情報となっている。

シンガポールは国際仲裁を促進するため、様々な施策を取っており、国際仲裁手続の秘密性を確保するために、裁判の公開原則も原則と例外を逆にする法律が制定されています。そうはいつても、本件のように秘密性が既に失われているような状況では、裁判を非公開とすることは適切ではないとして、このような判断がなされたものです。どのような事情があれば、既に秘密性が失われていると判断されるのかという点も含めて、国際仲裁手続に関与する場合に参考になる判断と思われます。

パートナー 眞鍋 佳奈  
☎ +65-6593-9762（シンガポール）  
03-5220-1829（東京）  
✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

## Client Alert

## 15. 国際通商（経済安保）：経済安全保障推進法の全面施行に向けたアップデート

2023年6月15日、経済安全保障推進法<sup>6</sup>に基づく4つの施策のうち2つの施策に関する政省令等の案について、パブリックコメントが順次開始されました。

2022年5月に成立した経済安全保障推進法は、国家及び国民の安全を害する経済活動上の行為を未然に防止して安全保障を確保する観点から、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度—という4つの施策を定めています。これらの施策のうち①及び③については2022年8月1日に先行して施行されており、具体的な運用に関する政省令や基本指針等も既に策定されています。一方、残りの②及び④については、2023年秋から2024年5月<sup>7</sup>にかけて順次施行が予定されているところ、今般、制度の詳細を定める政省令等の案が公表されたものです。

まず、②の制度は、基幹インフラに関する役務の安定的な提供がサイバー攻撃等により外部から妨害される（特定妨害行為）リスクを未然に防ぐため、電気、鉄道、金融等14分野を対象に、事業者（特定社会基盤事業者）が行う重要設備（特定重要設備）の導入や維持管理等（重要維持管理等）の委託について、所管大臣が事前に審査する仕組みを設ける施策です。今回公表された政令案では、上記14分野それぞれについて、制度の対象となる事業（特定社会基盤事業）が特定され、さらに、各分野を所管する官庁の府省令案により、特定社会基盤事業者の指定基準や特定重要設備の内容等が特定されました。例えば鉄道事業の場合、政令により、鉄道事業法2条2項に規定する第一種鉄道事業が対象事業に指定された上で、国土交通省令により、特定社会基盤事業者の指定基準は許可を受けた旅客営業距離が1,000km以上とすること、特定重要設備は新幹線鉄道に関する列車運行管理システムとすることが規定されています。

次に、④の制度は、安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、審査（保全審査）により保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願の制限等を導入する制度です。今回公表された政令案では、保全審査の対象となる特定技術分野の類型、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる分野及びこれらの分野に課される付加要件、並びに外国出願禁止の例外が定められています。

今後も、2024年前半の法律の全面施行に向けて、2023年秋頃までに、②の制度の「重要維持管理等」の内容や導入等計画書の記載事項の内容、④の制度の保全審査手続の詳細等を定める府省令やガイドライン等が順次策定される予定です。

<sup>6</sup> 正式名称は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律43号）。

<sup>7</sup> 具体的には、②の制度が法律の公布（2022年5月18日）から1年6ヶ月（2023年11月）及び1年9ヶ月（2024年2月）以内に、④の制度が法公布から2年（2024年5月）以内に施行される予定です。

## Client Alert

パートナー 宮岡 邦生

☎ 03-6266-8738

✉ [kunio.miyaoka@mhm-global.com](mailto:kunio.miyaoka@mhm-global.com)

アソシエイト 徐 由

☎ 03-5293-4867

✉ [yu.soh@mhm-global.com](mailto:yu.soh@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『第 5173 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「安全保障貿易管理の基本と実務の最新動向～外為法・米国 EAR の基礎から最先端の動きまで体系的に解説～」』  
開催日時 2023 年 7 月 7 日（金）9:30～11:30  
講師 宮岡 邦生  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『通信・端末の契約に関する消費者トラブル』  
開催日時 2023 年 7 月 7 日（金）9:50～16:00  
講師 呂 佳叡  
主催 独立行政法人国民生活センター、徳島県
  
- セミナー 『オートテック×AI/DX フォーラム「レベル 4 実現のための道交法改正と MaaS ビジネスの法務」』  
開催日時 2023 年 7 月 7 日（金）16:55～17:25  
講師 戸嶋 浩二  
主催 AOS データ株式会社
  
- セミナー 『SPC を利用した市街地再開発事業における法的実務と留意点 ～難解な市街地再開発事業の概要と SPC 利用の実務上ポイント～』  
開催日時 2023 年 7 月 10 日（月）13:30～15:30  
講師 内津 冬樹  
主催 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー 『RID セミナー（M&A の成功に欠かせない金商法の知識）』  
視聴期間 2023 年 7 月 11 日（火）～2023 年 8 月 10 日（木）  
講師 五島 隆文  
主催 宝印刷グループ／株式会社宝印刷 D&IR 研究所
  
- セミナー 『第 60 回 カーブアウト M&A の現在地と留意点～複雑な多国籍カーブアウト事例を題材に解説～』  
開催日時 2023 年 7 月 11 日（火）15:30～17:00  
講師 佐藤 典仁  
主催 株式会社レコフデータ

## Client Alert

- セミナー 『上場会社のための金融商品取引法の基礎～近時の改正動向も含めて～』

視聴期間 2023年7月18日（火）10:00～2023年8月15日（火）17:00

講師 五島 隆文

主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『Web3・NFT・メタバースの法律実務と政策動向～『NFTの教科書』『NFTホワイトペーパー』で著名な第一人者による解説～』

開催日時 2023年7月18日（火）13:30～15:30

講師 増田 雅史

主催 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー 【申込受付中】『令和4年資金決済法等改正（ステーブルコイン法制）』（第219回ビジネスロー研究会）

開催日時 2023年7月19日（水）15:00～17:00

講師 尾登 亮介

主催 森・濱田松本法律事務所

上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHMマイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年7月13日（金））。

※MHMマイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー 『第5266回金融ファクシミリ新聞社セミナー「買収ファイナンスの基礎と実務上のポイント～レンダー及びスポンサーの双方の観点から解説～』』

開催日時 2023年7月20日（木）9:30～12:00

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
  
- セミナー 『生成AIをめぐる法律と実務～国内外の各種規制に関する論点と今後の展望～』

開催日時 2023年7月21日（金）13:00～15:00

講師 岡田 淳

主催 株式会社新社会システム総合研究所

## Client Alert

- セミナー 『慶應義塾大学法科大学院「競争法・経済法の新潮流Ⅰ：競争法グリーン化の諸論点」第15回【まとめ：日米欧における「環境と競争法」をめぐる法執行の検討】』  
開催日時 2023年7月21日（金）18:10～19:50  
講師 高宮 雄介  
主催 慶應義塾大学法科大学院
  
- セミナー 『第5166回金融ファクシミリ新聞社セミナー「海外型シンジケートローン契約の実務と留意点～LMA 雛型の解説を中心に、担保・保証の留意点やメザニンファイナンスまで～」』  
開催日時 2023年7月24日（月）13:30～15:30  
講師 白川 佳  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『東京大学ファミリービジネス・カンファレンス 第3回「ファミリーガバナンスに関する法」』  
開催日時 2023年7月24日（月）18:30～20:00  
講師 大石 篤史  
主催 東京大学大学院経済学研究科、三井住友信託銀行株式会社
  
- セミナー 『企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務』  
開催日時 2023年7月26日（水）14:00～16:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 【申込受付中】『海外移住の最新実務～シンガポールにおけるファミリーオフィスやビザ実務の最新動向を踏まえて～』  
開催日時 2023年7月28日（金）16:00～17:30  
講師 酒井 真、間所 光洋、加藤 賢治、山川 佳子（弁護士）  
有馬 潤（パラリーガル／シンガポールオフィス）  
主催 森・濱田松本法律事務所  
上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年7月21日（金））。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

## Client Alert

- セミナー 『第二東京弁護士会研修「インバウンド実務入門（外為法編）」』  
開催日時 2023年7月31日（月）18:00～20:00  
講師 大川 信太郎  
主催 第二東京弁護士会 国際委員会
  
- セミナー 『インターネットビジネスの法律関係総論 アプリビジネスを例として』  
開催日時 2023年7月31日（月）18:20～19:35  
講師 増田 雅史  
主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院  
ビジネス科学研究群
  
- セミナー 『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点～基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型ごとの留意点まで徹底解説～』  
開催日時 2023年8月1日（火）10:00～17:00  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『最新トレンドを踏まえたスタートアップ買収における留意点～スタートアップ買収において気を付けるべきポイントを豊富な実例を交えて解説致します～』  
開催日時 2023年8月2日（水）10:00～12:00  
講師 岡野 貴明  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『第5175回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ランサムウェアの脅威と被害時の対応に関する法律実務」』  
開催日時 2023年8月2日（水）13:30～15:30  
講師 蔦 大輔  
主催 株式会社FNコミュニケーションズ
  
- セミナー 『第5177回金融ファクシミリ新聞社セミナー「はじめてでもよくわかるコーポレートPPA—法令上のポイントと契約上の留意点—」』  
開催日時 2023年8月4日（金）13:30～15:30  
講師 木村 純  
主催 株式会社FNコミュニケーションズ



## Client Alert

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『第2版 ハラスメントの事件対応の手引き 内容証明・訴状・告訴状ほか文例』（2023年5月刊）



出版社 日本加除出版株式会社  
著者 佐藤 万理（共著）

- 本 『合同会社の法務と税務』（2023年5月刊）



出版社 株式会社中央経済社  
著者 安部 慶彦

- 本 『発電プロジェクトの契約実務 [第2版]』（2023年6月刊）



出版社 株式会社商事法務  
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮（共編著）、石川 直樹、末廣 裕亮、野間 裕亘、白川 佳、田中 洋比古、久保 圭吾、山路 諒、大木 健輔、秋元 純、竹市 涼、宮地 賛、佐藤 凌太、中津 卓、福井 海、加藤 悠斗、捨田利 拓実、瀬戸 幸之助（共著）

## Client Alert

- 本 『労働事件ハンドブック 改訂版』（2023年6月刊）



出版社 株式会社労働開発研究会  
著者 森田 茉莉子、南谷 健太、川井 悠暉、芝村 佳奈、澤 和樹、中山 優、岸本 直也、中村 太智（共著）

- 本 『ChatGPTの法律』（2023年6月刊）



出版社 株式会社中央経済社  
著者 田中 浩之（共著）

- 論文 「コロナ後の株主総会運営の実務—株主総会 Q&A 更新を踏まえて—」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2326  
著者 渡辺 邦広、若林 功晃

- 論文 「ステークホルダーの利益保護と善管注意義務—米国におけるステークホルダー資本主義の議論を踏まえて—」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2326  
著者 足立 悠馬

- 論文 「中国最新法律事情（272）中国独禁法の関連規定の改正等」

掲載誌 国際商事法務 Vol.51 No.5  
著者 鈴木 幹太、上村 莉愛、柴 巍、金 春賢（共著）

- 論文 「私的整理における既存株主の取扱い—直近実例を踏まえて—」

掲載誌 NBL No.1241  
著者 稻生 隆浩、片桐 大、石田 渉

## Client Alert

- 論文 「外為法に基づく半導体製造装置等に関する輸出管理の強化と実務上の対応」  
掲載誌 NBL No.1241  
著者 大川 信太郎、瀧山 侑莉花
- 論文 「Cookie 等をめぐる日米欧の規制の最新動向と実務対応」  
掲載誌 NBL No.1241  
著者 呂 佳叡
- 論文 「私法上の法律関係に即した課税論から国税庁「NFTに関する税務上の取扱いについて」を読み解く」  
掲載誌 NBL No.1242  
著者 大石 篤史、増田 雅史、原田 昂、間所 光洋（共著）
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第15回） AIと個人情報・プライバシー」  
掲載誌 NBL No.1244  
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史（共著）
- 論文 「システム障害における責任論」  
掲載誌 NBL No.1244  
著者 田中 浩之
- 論文 「〈論説〉金融機関の気候変動対応とファイナンスド・エミッション」  
掲載誌 金融法務事情 No.2209  
著者 森 勇貴
- 論文 「〈論説〉VC/PE のインセンティブ付与のためのスキーム設計とストラクチャー —LPS に係る登記規則等の改正を契機として—」  
掲載誌 金融法務事情 No.2211  
著者 中野 恵太
- 論文 「〈創刊25周年記念特別座談会〉変化の時代の企業法務—総括とブランドデザイン（上）」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.7  
著者 野村 修也（共著）

## Client Alert

- 論文 「外国子会社合算税制のキャプティブへの適用—「保険の目的」の解釈（東京高判 R4.9.14）」  
掲載誌 ジュリスト No.1585  
著者 栗原 宏幸
- 論文 「発信者情報開示請求の対象となる情報に電話番号を追加する省令改正前に行われた電子掲示板への投稿について、省令改正後に電話番号の開示請求をすることの可否（最二小判 R5.1.30）」  
掲載誌 ジュリスト No.1586  
著者 呂 佳叡
- 論文 「相談室 Q&A 会社法務 中小事業主への義務化から 1 年！ パワハラ対応の見直し」  
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.6  
著者 澤 和樹
- 論文 「相談室 Q&A 会社法務 2023 年 6 月施行 改正電気通信事業法で求められる対応」  
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.7  
著者 呂 佳叡
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制(8) 個人情報の処理の法的根拠」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2023 年 6 月号  
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、市川 雄一
- 論文 「〈Robotics 法律相談室第 95 回〉生成系 AI と個人データ保護について 欧州ではどのような議論がされているか」  
掲載誌 日経 Robotics 2023 年 7 月号  
著者 岡田 淳、舘 貴也（共著）
- 論文 「コロナ対応株主総会実務の今後—株主総会 Q&A 再考—」  
掲載誌 週刊 T&A master No.975  
著者 若林 功晃

## Client Alert

- 論文 「公正取引委員会競争政策研究センター第 21 回国際シンポジウム  
の開催について」  
掲載誌 月刊公正取引 No.871  
著者 増田 雅史（共著）
- 論文 「グリーンガイドラインの特徴及び実務的な観点からの若干の考察」  
掲載誌 月刊公正取引 No.872  
著者 高宮 雄介
- 論文 「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」  
掲載誌 租税研究 第 883 号  
著者 小山 浩
- 論文 「ブロックチェーン法律実務の基礎と最新動向—暗号資産規制から  
NFT まで—」  
掲載誌 日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 令和 4 年度研修版  
著者 増田 雅史
- 論文 「弁護士が精選！ 重要労働判例 - 第 351 回 アイ・ディ・エイチ  
事件（リモートワーク勤務を基本とする労働者に対する出社命令）  
事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 河野 隆太郎
- 論文 「Japan - Cookies & Similar Technologies」  
掲載誌 OneTrust DataGuidance 2023 年度版  
著者 岡田 淳
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Real Estate 2023 - Japan  
Chapter」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Real Estate 2023  
著者 小澤 絵里子、石川 直樹、蓮本 哲、内津 冬樹（共著）
- 論文 「The Financial Technology Law Review Sixth Edition - Japan  
Chapter」  
掲載誌 The Financial Technology Law Review Sixth Edition  
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博（共著）

## Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023 - Japan Chapter」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023  
著者 末廣 裕亮
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023 - Indonesia Chapter」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023  
著者 アルファ・デヴィ・セティアワティ
- 論文 「Laws Affecting IP Licensing - Japan」  
掲載誌 les Nouvelles June 2023  
著者 齋藤 浩貴
- 論文 「Explaining Japan's Decision to Join the MPIA: Avoiding the Void」  
掲載誌 Global Trade and Customs Journal Volume 18, Issue 7/8  
著者 宮岡 邦生、コリン・トレハーン（共著）
- 論文 「Japan Fair Trade Commission publishes 'Green Guidelines」」  
掲載誌 Financier Worldwide  
著者 高宮 雄介、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「Getting The Deal Through - Loans & Secured Financing 2024 – Japan Chapter」  
掲載誌 Getting The Deal Through - Loans & Secured Financing 2024  
著者 青山 大樹、松田 悠希（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Medical Cannabis and Cannabinoid Regulation 2023 - Japan Trends and Developments」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Medical Cannabis and Cannabinoid Regulation 2023  
著者 堀尾 貴将、徳田 安崇（共著）

## Client Alert

## NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

## ▶ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び2023年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2023年9月又は10月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

## ▶ ALB Japan Law Awards 2023 にて最多部門で受賞しました

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌であるALB (Asian Legal Business) によるALB Japan Law Awards 2023において、当事務所はJapan Law Firm of the Year 及びJapan Deal Firm of the Year を含む最多12部門で受賞しました。

## FIRM CATEGORIES

- ・ Japan Law Firm of the Year
- ・ Japan Deal Firm of the Year
- ・ Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- ・ Capital Markets Law Firm of the Year
- ・ Investment Fund Law Firm of the Year
- ・ Regulatory and Compliance Law Firm of the Year

## Client Alert

- ・ Restructuring and Insolvency Law Firm of the Year
- ・ Technology, Media and Telecommunications Law Firm of the Year

### DEAL CATEGORIES

- ・ Debt Market Deal of the Year
  - Bain Capital's Tender Offer for Hitachi Metals
  - ・ Equity Market Deal of the Year
  - SBI Sumishin Net Bank's Global IPO
  - ・ M&A Deal of the Year (Premium)
  - KKR Acquisition of Mitsubishi Corp UBS Realty
  - ・ Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
  - Hitachi Disposition of Hitachi Metals
- [大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI に関する取組みについて - 協業先である Legalscape 社との取組み](#)

#### 1. 取組みの背景・概要

当事務所は、2019年10月以来、リーガルリサーチのサービスを提供する株式会社 Legalscape（以下「Legalscape 社」といいます。）との間で、協業的取組みを行っております。

Legalscape 社は、法務領域における技術的なリーディングカンパニーとして、「すべての法情報を見渡す景色を描き出す」というパーパスのもと事業展開を行っており、東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科学専攻で自然言語処理を研究してきた最高技術責任者を中心とする高い技術力を有する研究開発チームを擁しております。

当事務所は、Legalscape 社との協業的取組みの一環として、Legalscape 社との間で、大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI の企画・開発のための意見交換・協議を行って参りました。これらの意見交換や協議を踏まえ、この度、Legalscape 社は、同社の6月12日付プレスリリース「Legalscape、大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI を開発-森・濱田松本法律事務所との協働により高い精度を達成し、今後の実用化を目指す」に記載のとおり、大規模言語モデルの法務領域への応用を通じ、リーガルリサーチ特化の対話 AI を開発しました。

このリーガルリサーチ AI は、まだ試験利用段階ではありますが、現段階でも、2012年～2014年の司法試験及び2012年～2016年の司法試験予備試験の短答式試験の会社法に関連する計70問で、約71.4%の正答率を記録しており、ChatGPTの約42.9%や例年の合格ラインである約60%を大きく上回っております。

また、このリーガルリサーチ AI では、回答の正確性が求められる法務領域における大規模言語モデルの実務応用上の大きな課題である、大規模言語モデルがそ



## Client Alert

れらしい嘘をついてしまう問題（通称“hallucination”問題）を解決するため、法律文献に依拠して回答させることで、ユーザーが安心して利用できるよう工夫されています。

かかる取組みは、日本経済新聞 14 面「司法試験の一部科目 生成 AI、『合格水準』 東大発新興、『GPT-4』ベースに開発」と題した記事に掲載されました。

### 2. 今後の展望

今般、Legalscape 社が開発したシステムは、会社法分野に特化するものになりますが、現在、他の法分野への拡充を目指し、さらなる取組みを開始しております。

また、引き続き、当事務所における試験利用の拡大、法律実務において利用する観点からのフィードバック等の協働を行い、これらを通じてシステムに更なる改良を加えることで、早期の実用化を目指して参ります。

当事務所は、Legalscape 社との取組みを通じて、迅速かつ網羅性の高いリーガルリサーチを実現し、クライアントの皆さまに対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。

- 安倍 嘉一 弁護士が日本ローエイシア友好協会理事に就任しました
- 徳田 安崇 弁護士が厚生労働科学研究「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン改定に向けた研究」研究協力者に就任しました
- 蔦 大輔 弁護士がサイバーセキュリティ法制学会理事に就任しました
- 河井 聡 弁護士が日本弁護士連合会 ADR センター 委員長に就任しました
- 河井 聡 弁護士が第一東京弁護士会 綱紀委員会 副委員長に就任しました
- 石綿 学 弁護士が金融庁金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」専門委員に就任しました
- 南谷 健太 弁護士が、公立大学法人横浜市立大学医学部の学生にゲストスピーカーとして講演を行いました
- 堀尾 貴将 弁護士が厚生労働科学研究「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン改定に向けた研究」研究協力者に就任しました
- 梅津 英明 弁護士が UN RBHR Forum にて「Human Rights and Environmental

## Client Alert

Due Diligence in Asia: Principles and practices in Action」のスピーカーを務めました

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com